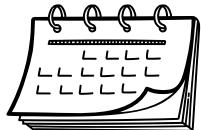


第11回
部活動改革推進会議
資料

部活動改革推進室

部活動改革における萩市の方針 8項目

1 部活動改革のスケジュール



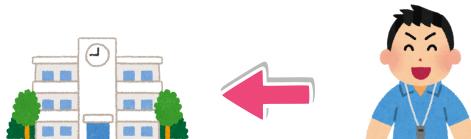
休日 令和8年4月 ⇒ 9月（変更）
平日 令和8年9月

2 活動体系の再整理



①地域クラブ活動 ②放課後地域クラブ活動 ③体験活動

3 放課後地域クラブ活動（平日の活動）



各中学校を実施場所とし、火・木曜日の放課後に指導者や指導補助者を派遣

4 休日における地域クラブへの移動手段



各総合事務所にある公用車の貸出や船賃補助により各地域クラブの活動へ

5 地域クラブの認定



スポーツ庁



文化庁

国の示す基準に準拠して地域クラブを認定

6 運営団体（事務局）



教育委員会が当面事務局（運営団体）を担う

7 地域クラブ活動の活動費等の支援



新しく地域クラブを立ち上げる際に、必要となる備品等に助成（立ち上げ初年度に限る）

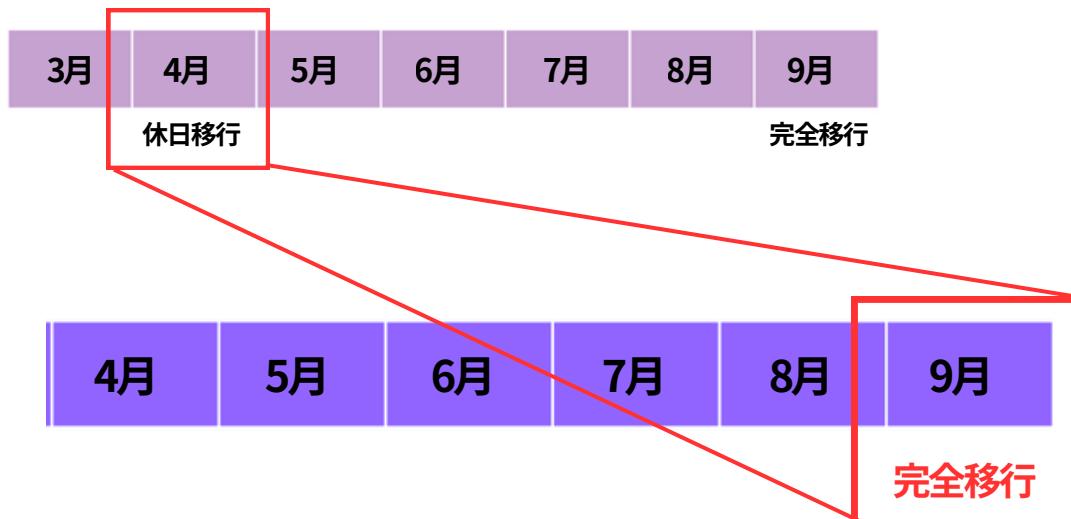
8 会費の負担



経済的困窮世帯に対する会費助成を行う

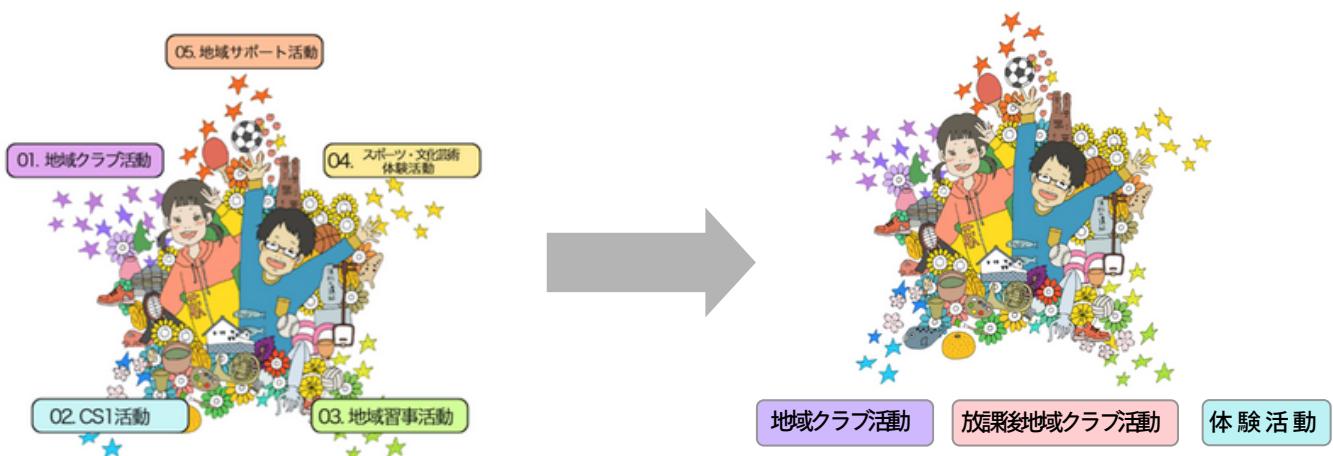
1 部活動改革のスケジュール

学校現場で生じている大会参加や引率に関する不安を踏まえ、混乱を避けるため、平日・休日を含めた地域移行・地域展開の開始時期を令和8年9月に統一します。



※9月までは部活動の実施を可能としますが、既に地域移行している活動については、現行の運用を継続します。

2 活動体系の再整理



①地域クラブ活動

平日や休日などに活動を行い、学校部活動に代わって、地域全体で子どもたちを支える活動です。
地域のクラブや団体が主体となり、継続的・専門的なスポーツ・文化活動を行います。

②放課後地域クラブ活動

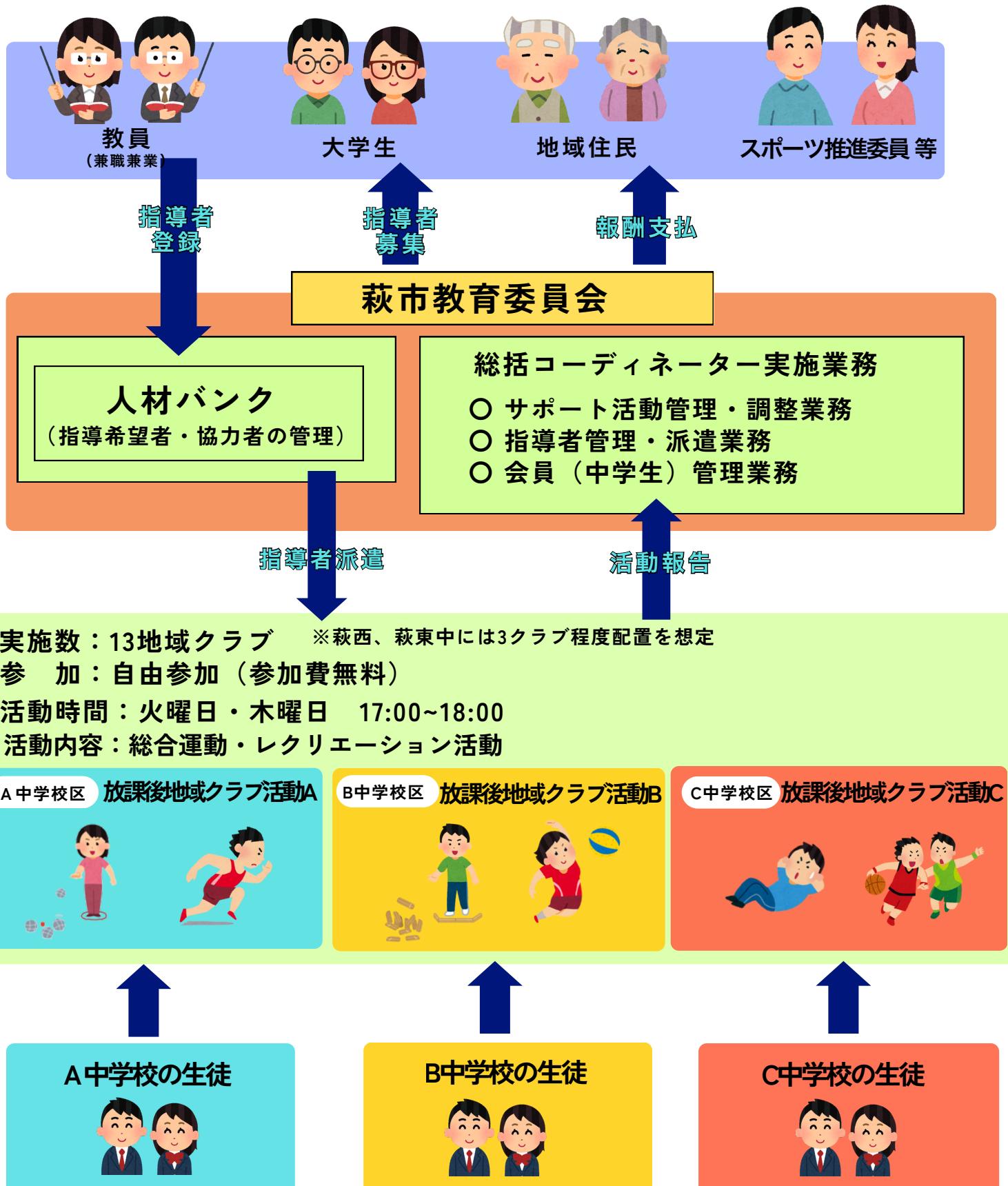
平日（火・木曜日）の放課後に、市が運営し、地域の方（地域住民・兼職兼業教員・大学生等）が指導にあたる学校を活動場所とし、放課後の時間帯に実施します。

③体験活動（CS1+地域習い事+スポーツ・文化体験活動）

地域の「人・もの・文化」を活かし、子どもたちが様々な活動を体験できる場です。
CS1の考え方を土台に、地域の習い事やスポーツ・文化活動を「まず体験する機会」として提供します。

3 放課後地域クラブ活動（平日の活動）

各中学校（13校）に地域クラブの指導者、指導補助者を派遣して、総合運動・レクリエーション活動を行う。地域移行・地域展開に伴い、子どもたちの活動機会が、急激に活動機会が減少しないよう萩市教育委員会が事務局となって活動を行う。



(参考) 地域展開後の活動のイメージ(平日)について

16:00

授業終了



17:00

放課後地域クラブ活動



18:00

下校



19:00

塾や地域の習い事など



4 休日における地域クラブへの移動手段

公用車貸出による住民主体の移送・島嶼部の運賃補助

6つの総合事務所にある公用車を活用し、部活動の地域展開や体験活動への参加に必要な送迎を支援します。「場所が遠くて通えない」「移動手段がなくて参加できない」といったことがないよう、地域の実情に合わせて公用車を使い、子どもたちの移動をサポートします。

島嶼部の生徒には認定地域クラブに参加する場合、船運賃を補助します。



地域クラブ活動に関する認定制度の概要

5

地域クラブの認定

認定スキーム

- 国が示す認定要件に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定

認定後も、市区町村等が指導助言等を実施



※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none">・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 (選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む)
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none">・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内・週2日以上の休養日を設定(休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定)
③参加費等	<ul style="list-style-type: none">・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定(国が示す目安を踏まえる)
④指導体制	<ul style="list-style-type: none">・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底(日本版DBSの活用を含む)・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導(※) (※)「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築(研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定)
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none">・生徒の健東状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入(参加者及び指導者等)
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none">・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、賞利を主目的とせず(※)に運営
⑦学校との連携	<ul style="list-style-type: none">・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

(※)円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける(原則として令和8年度末まで)

想定される認定の効果(メリット)

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
- ③地域クラブへの從事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

6 運営団体（事務局）

地域クラブ活動の認定及び事務局（運営団体）

「地域クラブの認定」は、部活動地域展開の仕組みで、地域のクラブや団体を一定の基準に沿って認定し、公的な支援を行う制度です。

実施主体

実施
主体

地域団体や民間事業者等が自主的に運営する活動団体

登録・申請しない団体であっても、地域でスポーツや文化芸術活動を行うことは可能

「申請」

運営
団体

萩市教育委員会

「認定」

「認定地域クラブ」

国（スポーツ庁・文化庁）の示す「地域クラブ活動」の基準を満たすもの

【補助内容（案）】

- ① 「地域クラブ」専用HPへの掲載、「すぐーる」での情報発信
- ② 社会体育施設、公民館施設、学校施設の減免
- ③ 日本スポーツ協会（JSPO）等が実施する指導者資格の取得補助
- ④ 公用車貸出送迎移送の対象クラブとする
- ⑤ 準備用品（ユニフォーム・道具等）購入補助

7 地域クラブ活動の活動費等の支援

準備用品（ユニフォーム・道具等）購入補助

認定地域クラブを設置し、活動に必要となる準備用品（ユニフォーム、競技用具等）の購入に対する補助を行う。



補助

萩市教育委員会

地域クラブ設立

※補助対象とする生徒数および指導者数の算定方法については、国が示す関係資料・ガイドラインを参考に決定する。

※中学生の受け入れに伴い必要となる備品等を想定。

※補助単価については、令和8年度の予算の成立状況等を踏まえ、別途定めるものとする。

8 会費の負担

経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

経済的な理由で負担が困難と認められる世帯の生徒について、地域クラブ活動に参加するために必要な参加費を、市が補助します。

以下に該当し、経済的理由により地域クラブ活動の参加費の負担が困難であると認められる世帯の生徒を、支援の対象とする。

<補助対象経費>

- ・生活保護世帯及び就学援助世帯の生徒に係る地域クラブ活動の参加費

<補助要件>

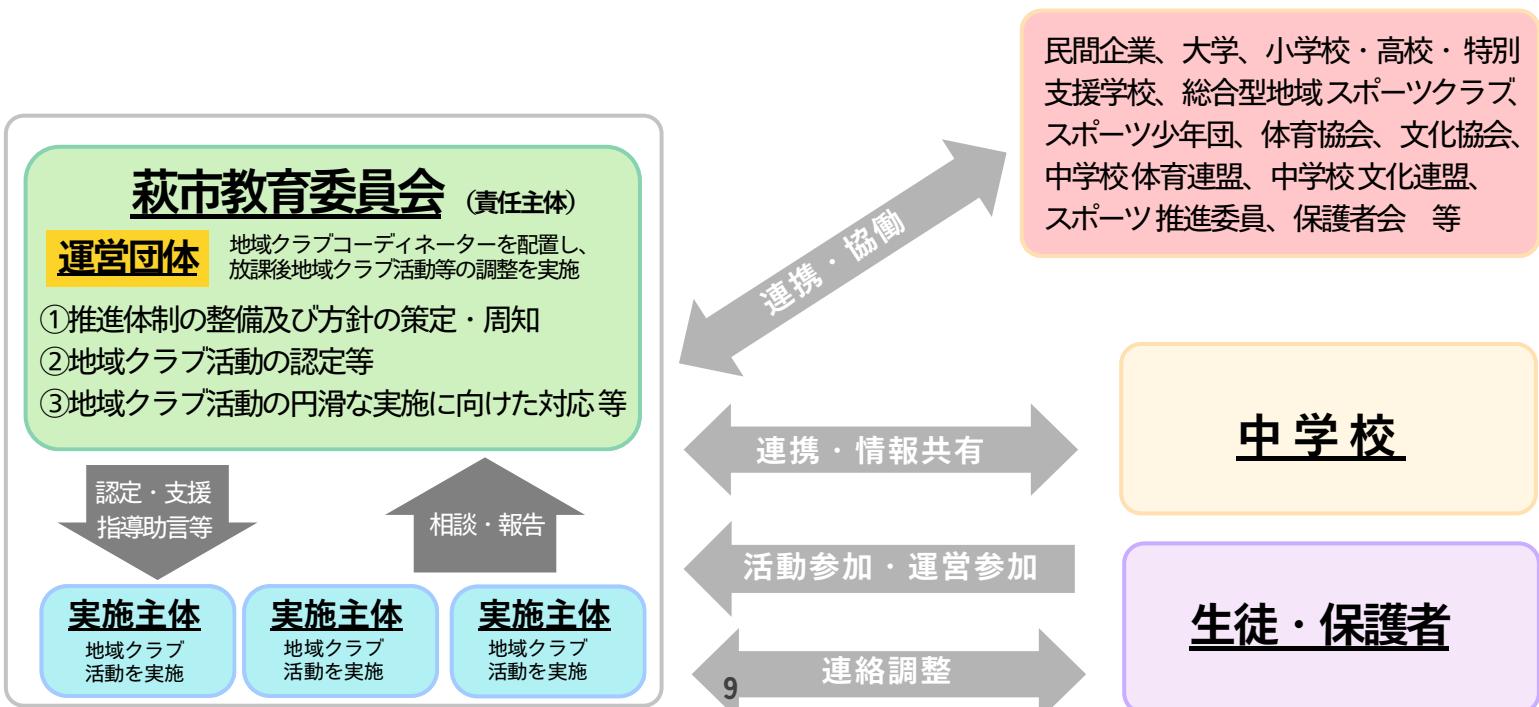
- ・市が認定した「認定地域クラブ活動」であること

(参考) 地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担

「運営団体」 = 各地域クラブ活動を統括する団体
 「実施主体」 = 個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

〈運営・管理〉	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針、運営計画の策定 ・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応 ・総括コーディネーターと連携し、学校との連携調整・情報共有 ・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成 ・保険加入手続きや、事故対応時の対応 ・研修会実施（リスク・安全管理等） ・放課後地域クラブ活動の指導者調整。 ・放課後地域クラブ活動における指導者謝金の会計、労務管理 ・放課後地域クラブ活動における指導者謝金支払い ・保護者等の相談窓口 ・活動備品、資格取得等の補助関係 ・各種周知活動 	「運営団体」
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画の作成 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・入会手続、会費徴収 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保の取組 	

運営団体・実施主体の連携体制図



参考：体験活動（CS1+地域習事＋スポーツ文化体験活動）

体験活動とは、地域クラブ活動だけでなく多様なスポーツ・文化芸術・伝統文化等の分野について、子どもたちが地域の人材や資源と出会い、実際に体験できる機会を提供する取組です。

子ども一人ひとりの興味・関心を広げ、自ら選び、挑戦する力を育むことを目的とし、公民館・学校運営協議会・PTA等地域での話し合いや相談をにより地域と連携・協働しながら、放課後や休日等に実施します。

【体験活動のイメージ図】

